

ニューファーマー育成研修実施要領

(趣 旨)

- 第1 経済環境や社会情勢の変化に対応できる幅広い視野と実践力を備えた農業後継者の育成が重要となっている。
- このため、道央地域の新規就農者（新規学卒者、Uターン青年）に対し、地域農業の理解と先進的農業経営に必要な知識・技術の習得を進めるため、本ニューファーマー育成研修を実施する。

(研修実施団体)

- 第2 研修実施団体は、公益財団法人道央農業振興公社（以下「公社」という。）とし、機関・団体及び指導農業者等の協力・支援により実施する。

(研修期間及び定員)

- 第3 研修期間は、約2年間とする。但し、経営主、研修生、公社が協議の上、同意の場合は期間を短縮することができる。（最低研修期間は1年以上とする。）
- 2 各年次の定員は、おおむね3人以内とする。

(研修生の募集及び募集手続き)

- 第4 研修生の募集は、各担い手支援センターから募集案内文を配布し行なう。
- 2 研修を希望する者は、ニューファーマー育成研修申込書（様式1）に履歴書を添えて各担い手支援センターに提出する。

(研修生応募資格及び選定)

- 第5 道央農業協同組合（以下「道央農協」という。）の正組合員の子弟を対象とする。但し、正組合員経営者が自ら希望選択した農業後継者で、3親等までの親族で、将来とも農業で自立するものとし、年齢はおおむね35歳未満で就農3年未満とする。
- ただし、経営改善に緊急性のある経営体子弟を優先する。
- 2 研修生の選定は、応募書類及び面接により公社が行い、公社理事長が決定する。

(研修生の身分及び研修時間)

- 第6 研修生は、道央農協の臨時職員とする。
- 2 研修生の研修時間及び服務規律等は、道央農協が定める雇用契約の他、臨時職員就業規則の定めによる。

(研修体系及び内容)

第7 研修体系及び内容は次のとおりする。

- (1) 農協職務研修 : 道央農協臨時職員として職務に当たり、農協機能、地域農業の実態、営農計画、農業金融制度、農畜産物の生産・流通等について研修する。
- (2) 先進農家派遣実習 : 先進地農家において農作業に従事し、栽培技術並びに経営戦略等を研修する。
- (3) 専門基礎研修 : 公社トレーニング圃場実践農業研修に参加し、農業基礎知識・技術を習得する。
- (4) 特別研修 : 北海道立農業大学校が実施する一般研修(担い手基礎研修Ⅰ、ニューリーダー養成研修)を受講し、農業機械の操作・保守点検・整備及び経営管理全般の基礎知識技術を習得する。
- (5) 在宅研修 : 研修結果のとりまとめ、個別の営農計画・経営改善計画作成及び確定申告について研修する。

(研修成果の発表等と終了証書の授与)

第8 研修生は、研修成果を各年毎にとりまとめて発表する。また、研修終了時までに個別経営改善計画を作成し発表する。

2 公社理事長は、全研修課程を修了した者に終了証書を授与する。

(研修生の研修手当(賃金)及び研修にかかる必要経費等)

第9 研修生の研修手当(賃金)は農協職務研修、先進農家派遣実習、専門基礎研修及び特別研修の期間に対し規定に基づき支給するものとする。

2 特別研修にかかる旅費及び研修にかかる負担金は公社の要領に基づき支給する。

(研修生の研修にかかる必要経費等の返納)

第10 研修生は研修終了後5年以内に就農しなかった場合は、研修にかかる必要経費等を返納する。ただし、公社理事長が認めた場合は、この限りではない。

(ニューファーマー育成研修推進会議)

第11 本研修の適正な運営及び研修成果の発揚のため、ニューファーマー育成研修推進会議を設置する。

2 ニューファーマー育成研修推進会議は、公社業務推進委員を構成メンバーとし、以下の役割を担う。

(1) ニューファーマー育成研修生募集に係わる事項について

- (2)研修生の研修期間中における研修に係わる事項について
- (3)就農に係わる事項について
- (4)その他必要な事項について

(事務局)

第12 公社 業務部扱い手支援課

附則

この実施要領は、平成22年3月23日より施行する。
この要領の改正は、平成23年2月10日から施行する。
この要領の改正は、平成25年4月13日から施行する。
この要領の改正は、令和3年9月1日から施行する。